講義名	旅行業と法				
科目区分	学部専門科目				
担当教員	藤井　啓吾				
開講期・曜日・時限	後期 木曜日 ２時限				
	2014年度 サービス産業学部 サービスマネジメント学科／2014年度 サービス産業学部 観光学科／2014年度 総合政策学部 総合政策学科／ 2014年度 商学部 商学科／2013年度 サービス産業学部 サービスマネジメント学科／2013年度 サービス産業学部 観光学科／ 2013年度 総合政策学部 総合政策学科／2013年度 商学部 商学科／2012年度 サービス産業学部 サービスマネジ				
履修開始年次	２年生	単位数	2	講義コード	42057

主題と概要

旅行業を営むにあたって必要とされる、旅行業法および標準旅行業約款をはじめとする約款類などの規定について学ぶ。
「総合」「国内」を問わず、「旅行業務取扱管理者」の資格取得を目指す場合は、この分野の知識が不可欠である。ただし、資格取得のための細かな知識の習得に先立ち、その基礎となる、契約、公正な業務運営、消費者(旅行者)保護といった分野に関する法についての理解を深めることに留意してほしい。

到達目標

・旅行業者の業務が、どのような法令や約款の規定に基づいて運営されているのかを理解し、その概要を説明することができるようになる。
・旅行者と旅行業者の双方の立場から、旅行契約の内容とそれに基づく権利義務の内容を理解し、旅行契約をめぐるトラブルを予防し、解決するための、おおよその道筋を見出すことができるようになる。
・「旅行業務取扱管理者」資格試験の試験科目のうち「旅行業法令」と「約款」で、必要な資料を参照すれば6割以上正答することができるようになる。

提出課題

各回の授業の冒頭で小テストの解答を求める。課題の解答や、レポートの提出を求めることがある。

評価の基準

期中の評価の比重を40%、期末の評価の比重を60%とし、課題の難易度等によりこの比率に実質的な変動を来たすことのないよう、それぞれを素点ではなく偏差値の積み上げによって評価する。
期中の評価は、各回(原則)の授業において実施する小テストの答案や提出物の内容を中心に評価する。 期末には、期末試験を実施する。
合格最低ラインは絶対評価とし、この科目で習得すべきと考える最低限の内容すら習得しえていないと判断される者は不合格とする。したがって、期中の評価にかかわらず、期末試験の成績が相応の水準に達していない場合は不合格とすることもあるので注意すること。合格者内の評価は原則として相対評価とし、概ね、
○Ａ：Ａ：Ｂ：Ｃ＝１：２：３：３の比率で評価を行う。

履修にあたっての注意・助言他

小テストの実施に先立ち、事前学習を求めることがある。
受講者への連絡、資料の配布などは、授業時間内に行う。これに加え、Ryuka Portal に掲示するので、特に授業を欠席した場合は、これを参照しておくこと。また、このシラバスの記載事項に対する補足・改訂もこれを通じて行うことがあるので、登録前に参照しておくこと。
受講者や教室の状況によっては、座席指定を実施することがある。その場合は、指定された座席に着席して受講すること。

教科書

.使用しない.

プリント資料及び参考文献

各回の授業に際しプリントを配布する。なお、過去に配布したプリントを授業中に参照することがあるので、散逸しないようにファイルし、授業に際して必ず持参すること。

授業計画

1　旅行業と法との関係
2　旅行業法と旅行業
3　旅行業の登録
4　旅行者との旅行契約の締結と管理①
5　旅行者との旅行契約の締結と管理②
6　旅行者との旅行契約の締結と管理③
7　旅行業の運営
8　旅行者の債権の保護・旅行業協会
9　企画旅行契約の締結・変更
10　企画旅行契約の解除
11　企画旅行契約に基づく旅行業者の債務の内容など
12　変更補償・特別補償
13　受注型企画旅行契約、手配旅行契約
14　渡航手続代行契約・旅行相談契約、その他
15　まとめ－旅行業と法との関係・再論

予習・復習

予習：小テストに解答するための事前学習を求めた場合は、事前学習を行った上で小テストを受けること。
復習：授業の中で取り上げた課題につき答案を作成すること。予習・復習に対する時間配分は、1回の授業につき、予習1時間、復習3時間を目処とすること。

備考